

1. 令和3年第3回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和3年9月30日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第73号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第74号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第75号 郡上市押印等を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程5 議案第76号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第77号 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第78号 郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第79号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第80号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第82号 令和2年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第83号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第84号 令和2年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第85号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第86号 令和2年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第87号 令和2年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第88号 令和2年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第89号 令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第90号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第91号 令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第92号 令和2年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第93号 令和2年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第94号 令和2年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第95号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程24 議案第96号 令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第97号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程26 議案第98号 令和2年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第99号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第100号 令和2年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程29 議案第101号 令和2年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程30 議案第102号 令和2年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程31 議案第103号 令和2年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程32 議案第111号 第2次郡上市総合計画基本構想の改訂について
- 日程33 議案第112号 郡上市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程34 議案第114号 財産の取得及び処分について
- 日程35 議案第115号 財産の取得及び処分について
- 日程36 請願第2号 美浜原発再稼働に反対の決議を求める請願書について
- 日程37 請願第3号 日本政府が「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書提出を求める請願について
- 日程38 要望第1号 営農用水道料金特例（郡上市水道事業給水条例附則）等の延長に関する要望書について
- 日程39 議報告第9号 中間報告について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程39まで

- 日程40 議案第116号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程41 議案第11号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 日程42 議案第12号 議員派遣について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保

11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	五味川 康 浩
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	佃 良 之	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	笹 原 克 仁	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 課長補佐	松 山 由 佳
議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志		

◎開議の宣告

○議長（山川直保） おはようございます。

議員各位におかれましては、9月8日の開会以来、それぞれの出務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることとなりました。よろしく審議いただきますようお願いいたします。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、6番 三島一貴議員、7番 森藤文男議員を指名いたします。

◎議案第73号から議案第80号までについて（委員長報告・採決）

○議長（山川直保） 日程2、議案第73号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程9、議案第80号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの8議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました8議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、田中やすひさ議員。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和3年第3回郡上市議会定例会におきまして本委員会に審査を付託されました条例6議案につきまして令和3年9月21日開催の第3回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第73号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、（仮称）めいほうトンネルの供用開始に合わせた自主運行バス小川線の運行ルート変更に伴い、運行距離及び料金表を改定するため、条例を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から料金の引下げは運行距離が短くなったことによるものかとの質問があり、ルート変更により該当する区間の運行距離が短くなったことによるものであるとの説明がありました。

現在の当該路線の利用人数について質問があり、令和2年度は延べ1,719人の利用があり、そのうち大半を占めるのは通学の利用であるとの説明がありました。

また、今後、料金を設定する際には距離だけでなくタイヤの摩耗や部品の損耗なども考慮した料金体系を検討してもらいたいとの意見があり、適正な利用者負担の在り方も含め検討していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第74号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、公務上の要因により発生した職員の自死事案に関し、その管理監督責任がある市長及び副市長の給料の額について減額措置を講じるため、条例を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、不祥事あるいは交通事故など市が補償しなければならない案件はたくさんあるが、今回の不祥事において自ら給与の減額を決めたことに対する考え方について質問があり、様々な事案が発生するが、市長、副市長に責任が及ぶような事案であるか否かは、個々に判断し、対応させていただくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第75号 郡上市押印等を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について。

総務部長から、行政手続における署名・押印の見直しにより、人との接触機会の低減、事務の簡素化・効率化を図るため、条例を定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から条例以外の様式の整備時期について質問があり、現在、検討中であるが、全様式の整合性を図った上で令和3年度中には整備したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第76号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から事業者が取り入れている先端設備はどのようなものがあるかとの質問があり、ICTを用いた油圧式ショベルなどの重機や自動木材加工用工作機械などがあり、ICTを用いた機械の導入により時間短縮になるとともに経験の浅い従業員でも品質低下を招くことなく量産が可能となるなど生産性の向上につながっているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第77号 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の特例要件を整備するため、条例を改めるものであるとの説明がありました。

審査の中で、委員から現行条例での申請件数について質問があり、合併以降、令和2年度までの実績として1件あり、この1件については、平成16年度から平成18年度までの3年間、固定資産税の免除を行ったとの説明を受けました。

また、過疎該当地域の拡大及び規制の緩和により免除申請件数の増加が見込まれるのではないかととの質問があり、申請件数が増加するとは考えているが、課税免除を受けるには特別償却を選択しなければならないといったデメリットもあることから事業者としても慎重に判断すると思われるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第78号 郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について。

総務部長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員からマイナンバーカードの発行手数料徴収事務に係る地方公共団体情報システム機構からの委託を市が受けないことは可能かととの質問があり、全ての地方公共団体が委託を受けしており、受けないことは想定されていないとの説明がありました。

また、本条例から再発行手数料800円を削除しているが、金額や窓口対応の変更はあるのかとの質問があり、今後は地方公共団体情報システム機構が定めることとなるため郡上市手数料条例より削除されるが、再発行手数料の金額や窓口対応について変更はないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和3年9月30日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） ありがとうございました。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝議員。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の報告を朗読いたします。

令和3年第3回郡上市議会定例会におきまして本委員会に審査を付託されました条例2議案につ

きまして令和3年9月22日開催の第6回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第79号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から工業団地事業特別会計を廃止するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、今後、工業団地の誘致が発生した場合は新しく特別会計を設けるのかとの質問があり、美並町の大矢元地区が候補に挙がっており、地権者の同意も得ているが、そこで市が行う工事等が発生した場合は特別会計を設置することとなるとの説明がありました。

工業団地事業特別会計は廃止となるが、企業から要望が出ている大島工業団地と国道156号を結ぶ市道大平線の改良事業は別の会計で対応するのかとの質問があり、市道大平線の改良については建設部の事業として一般会計で対応することとなり、今後、地元と協議しながら整備を進めていく計画であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第80号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の規定を整備するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、本条例第2条における県の基本計画で定める事項に適合しているかの判断は誰がどのように行うか、恣意的な判断となるおそれはないのかとの質問があり、審査は詳細な基準に基づいて県が行い、県の承認後、市は固定資産税の免税を行う流れとなるとの説明がありました。

本条例の適用事例や見込みはあるのかとの質問があり、これまでに適用事例はなく、ほとんどの企業が郡上市企業立地促進条例を活用している。郡上市企業立地促進条例は企業立地奨励金と事業等設置奨励金の2本立てとなっており、企業立地奨励金は、本条例には規定はないが、初年度1回のみ交付しており、事業所等設置奨励金は本条例と同じく交付期間は3年である。郡上市企業立地促進条例の対象外となる業種については本条例を活用することとなるが、今のところ対象外となる業種の企業進出はないものと判断しており、まずは郡上市企業立地促進条例の活用を進めていくとの説明がありました。

大島工業団地に進出した企業は本条例を活用するのかとの質問があり、同社は郡上市企業立地促進条例を活用しており、固定資産税を一旦支払う必要はあるものの、県への提出書類が簡素化される利点がある。同社は、来年から工事に着手し、2025年に完成予定であるため、2025年から3年間

の固定資産税の奨励金が発生する予定であるとの説明がありました。

本条例の改正によって、固定資産税の課税免除の要件が、家屋・建造物の減価償却資産、土地の取得価額の合計額が1億円を超えるもの、農林漁業関連業種は5,000万円を超えるものについて変更となるが、基準を下げることはできないかとの質問があり、国の法律に基づくものであり、基準を変更することはできないため、市独自の郡上市企業立地促進条例や郡上市小規模事業者支援事業補助金の活用を促したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和3年9月30日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山 梯孝。

以上、報告いたします。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第73号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第73号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第74号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第74号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第74号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第75号 郡上市押印等を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第75号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第75号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第76号 郡上市税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第76号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第76号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第77号 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第77号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第77号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第78号 郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第78号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第78号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第79号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第79号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第79号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第80号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第80号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、

採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第80号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第82号から議案第103号までについて(委員長報告・採決)

○議長(山川直保) 日程10、議案第82号 令和2年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程31、議案第103号 令和2年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの22議案を一括議題とします。

ただいま一括議題としました22議案は、決算認定特別委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算認定特別委員会委員長、美谷添生議員。

18番 美谷添生議員。

○18番(美谷添生) それでは、決算認定特別委員会の報告をいたします。

令和3年9月8日開会の令和3年第3回郡上市議会定例会におきまして本委員会に審査を付託されました令和2年度決算認定関係22議案につきまして、令和3年9月10日開催の第1回決算認定特別委員会、13日開催の第2回決算認定特別委員会及び14日開催の第3回決算認定特別委員会において慎重に審査いたしましたので、報告いたします。

なお、全議員参加の委員会ですので、詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第82号 令和2年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第83号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号 令和2年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号 令和2年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第87号 令和2年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号 令和2年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号 令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号 令和2年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号 令和2年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号 令和2年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案

第95号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号 令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 令和2年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号 令和2年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号 令和2年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第102号 令和2年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第103号 令和2年度郡上市病院事業会計決算認定について、以上22議案につきましては、審査の結果、本委員会としては全会一致で認定することに決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。

令和3年9月30日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会決算認定特別委員会委員長 美谷添生。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第82号 令和2年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第82号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第83号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第83号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第83号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第84号 令和2年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第84号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第84号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第85号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第85号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第86号 令和2年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第86号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第86号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第87号 令和2年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第87号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第87号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第88号 令和2年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第88号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第88号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第89号 令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第89号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、

採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第89号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第90号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第90号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第90号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第91号 令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第91号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第91号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第92号 令和2年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第92号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第92号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第93号 令和2年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第93号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第93号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第94号 令和2年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第94号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第94号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第95号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第95号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第96号 令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第96号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第97号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第97号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第98号 令和2年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第98号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第98号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第99号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第99号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第99号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第100号 令和2年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第100号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第100号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第101号 令和2年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長報告

に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第101号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第101号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第102号 令和2年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第102号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第102号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第103号 令和2年度郡上市病院事業会計決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第103号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第103号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第111号及び議案第112号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保） 日程32、議案第111号 第2次郡上市総合計画基本構想の改訂について及び日程33、議案第112号 郡上市過疎地域持続的発展計画の策定についてを一括議題とします。

ただいま一括議題としました2議案は総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、田中やすひさ議員。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和3年第3回郡上市議会定例会におきまして本委員会に審査を付託されましたその他2議案につきまして令和3年9月21日開催の第3回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を御報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第111号 第2次郡上市総合計画基本構想の改訂について。

市長公室長から、第2次郡上市総合計画後期基本計画の策定に伴い、当該計画の基本構想を改訂することについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、地域整備の方向性を表すゾーン設定について、複数のエリアにおいて存在する魅力や特徴もあるため、一つの特徴のみを捉えてゾーン設定をすると当該エリアの方向性に偏りが出てしまうおそれがあるため、次期計画の策定時には、より地域の特徴を捉え、具体的に表してもらいたいとの意見があり、次期計画の策定の際にはよりよい表し方について検討したいとの説明がありました。

また、小さな拠点ネットワークを推進する中で地域の枠を超えた隣接地区とのつながりを模索するに当たり、各振興事務所は管轄外の地区に対してどのようにアプローチをしていくのかとの質問があり、本庁と振興事務所あるいは2つの振興事務所間での調整のほか、隣接地区のまちづくり団体等との調整を図りながらよりよい方法で進めていきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第112号 郡上市過疎地域持続的発展計画の策定について。

市長公室長から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により郡上市過疎地域持続的発展計画を策定することについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、八幡地域、美並地域が新たに過疎地域に指定された。財源が増えたわけでないため4地域で事業費を配分しなければならないが、事業の優先順位づけに係る考え方について質問があり、優先順位づけにはインフラ等においては老朽化といった視点も入ってくるが、予算

編成過程でよく議論した上で議会の予算審議を踏まえて行うとの説明がありました。

また、現在、過疎計画案に計上されている旧町村別の事業費について質問があり、過疎地域外も含め複数の地域にまたがるものが約21億円、八幡地域は約50億円、美並地域は約15億円、明宝地域は約21億円、和良地域は約23億円であるとの説明がありました。

過疎債の対象事業とするためには計画書の事業計画欄に載せる必要があるのか、あるいは本文中に記述されていれば足りるのかとの質問があり、具体的な取組を行うためには事業計画一覧表に計上する必要があるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和3年9月30日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第111号 第2次郡上市総合計画基本構想の改訂について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案111号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第112号 郡上市過疎地域持続的発展計画の策定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案112号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第112号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第114号及び議案第115号について(委員長報告・採決)

○議長(山川直保) 日程34、議案第114号 財産の取得及び処分について及び日程35、議案第115号 財産の取得及び処分についての2議案を一括議題とします。

ただいま一括議題としました2議案は産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝議員。

14番 兼山悌孝議員。

○14番(兼山悌孝) 令和3年第3回郡上市議会定例会におきまして本委員会に審査を付託されましたその他2議案につきまして令和3年9月22日開催の第6回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第114号 財産の取得及び処分について。

農林水産部長から、畜産担い手育成総合整備事業にかかり一般社団法人岐阜県農畜産公社が整備した施設を一時的に市が取得し、高鷲町の農家に売却するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から財産の取得による受益農家に対する課税に係る対応状況について質問があり、土地については農業振興計画の施設用地ということで固定資産税は減免されることとなっている。その他についても融資を受ける日本政策金融公庫と細部にわたり相談しながら進められており、受益農家が不利となることのないよう、産業振興のため、市としても相談に乗りながら進めていくとの説明がありました。

新興別荘地が広がっている場所であるが、臭気のトラブルが発生するおそれはないかとの質問があり、現在の飼育頭数78頭から事業計画上は118頭まで増頭することとなるため受益農家には必要な対策を求めていくが、当該地は山際で集落の突き当たりに位置していることや、受益農家は以前からこの場所で畜産業を営まれ、事業用として周辺の土地を段階的に取得されており、付近が別荘地となることはないため今のところ心配はないとの説明がありました。

補助金等の流れの枠組みについて質問があり、補助事業主体は一般社団法人岐阜県農畜産公社であるが、補助金は市の予算を介して交付し、補助金を除いた金額は工種に応じてそれぞれ契約をする形式となっている。当初、公社と市と受益農家による三者契約の締結も検討したが、県の指示を

受け、今回の形式が補助事業の必須となっているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第115号 財産の取得及び処分について。

農林水産部長から、畜産担い手育成総合整備事業にかかり一般社団法人岐阜県農畜産公社が整備した施設を一時的に市が取得し、八幡町の農家に売却するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和3年9月30日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山 悌孝。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第114号 財産の取得及び処分について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案114号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第115号 財産の取得及び処分について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案115号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第115号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第2号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（山川直保） 日程36、請願第2号 美浜原発再稼働に反対の決議を求める請願書についてを議題とします。

ただいま議題としました請願第2号は産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝議員。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） それでは、本委員会に審査を付託されました請願の結果を報告させていただきます。

継続審査となっておりました請願1件につきまして令和3年9月22日開催の第6回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第2号 美浜原発再稼働に反対の決議を求める請願書について。

本請願については、閉会中の継続審査として事務局から日本のエネルギー政策や関連新聞報道の状況等について説明を受け、審査を行うとともに、本定例会会期中の委員会において審査を行いました。

紹介議員から、必要なテロ対策施設が完成せず10月23日に稼働が停止するからよいということではない。危険な放射能が発生する原発は低コストとは言えず、電力会社、地元自治体の原発依存のための20年の稼働延長は今こそやめるべきであるといった発言がありました。

委員から、建設から40年が経過した原発の再稼働については不安があることや電力会社の各種対応に対する不信感がある部分で一個人としては趣旨に賛同するものであるが、本議会として再稼働に反対の決議を行うことについては原子力規制委員会による審査を経て再稼働に至った経緯があることや第三者である本議会が地元自治体や地元議会の方針と逆の決議を行うことは好ましくないといった意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成少数で本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和3年9月30日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝。

以上、報告いたします。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、請願第2号に対する討論の通告がありますので、発言を許可します。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番、野田勝彦でございます。

討論の通告をいたしましたので、しばらく時間を頂きまして討論を申し上げたいと思います。

産業建設常任委員会の一員ですので、同趣旨のいろんな話や説明は委員会の折にさせていただきましましたので、委員の方には重複する部分もありますが、どうか御了承お願いします。

今ほど委員長から報告がございました報告文の中で特徴的なことが2つあると思います。

1つは、それぞれ委員の方、個人的にはできればやめたほうがいいだろうということは大方の方と思われることであり、ここにもありますように不安があるとか、あるいは不信感があると。こういう中で再稼働というのはいかがなものかと思っていられしやるということはよう分かります。しかし、その後段のほうで2つのポイントがあると思いますが、こういう理由で不採択にすると。

その2つの理由というのは、御覧いただきたいと思いますが、改めまして、1つは原子力規制委員会が審査して再稼働を認めたということなんです。規制委員会が認めたからいいのではないかと。ある種の新たな安全神話かもしれません。

もう1点は、その次であります。第三者である本議会、この郡上市議会がよその議会に対して批判する、これに対する反対をするというのはいかがなものかと。

ちょうど例を挙げれば、我が郡上市の観光立市政策に対し、よその自治体がそれはけしからんと言うようなもので、それは当然ながら許されることではないだろうし、そんなことを言うところもないと思いますが、これに近いのではないかという議論なんです。

ところが、いわゆる自治体の政策、一般論でこれを論ずることはできない。これをといたしますのは原発再稼働をです。原発に関してはそういう政策とは違うんです。今日は、私は、そういう観点、この2つの観点について主に討論させてもらいたいと思います。

一般的に原発の問題点は、よく言われますように、原発はクリーンであるとか、炭酸ガスを出さなからいいではないか、あるいは原発は低コストである、発電コストが安い、ベースロード電源にふさわしい、こういう議論が今までずっと続いてきたわけですが、いずれもこれは破綻しております。

放射能ほど危険なものはない。炭酸ガスをはるかに上回る危険性がある。建設から事故時の対応から廃炉を考えればこれほど高いものはない。ベースロード電源、これはなくても十分済むと同時

に、原発は定期検査とか何とかで停止する期間がございますので、停止中はほかの電源に頼らなければならない。ベースロードにはふさわしくないんです、実は。

こういうことは、今回、横に置いときまして、一番問題は原子力規制委員会がどういう委員会だということなんです。実は、規制委員会のホームページの中に、私ちょっとダウンロードしてきましたが、こういう記述がございました。これはぜひとも皆さんにお聞き願いたい。相対的安全性について、という内容です。すなわち安全性というのはどういうことか、これについて規制委員会が次のように述べています。

科学技術を利用した各種の機械や装置——例えば自動車、船舶、車両、それから火力発電だろうが、石油であろうが、発電所とか、あるいは原発もそうでしょう。こういう装置等は常に何らかの程度の事故発生等の危険を伴う。絶対に危険性のない、事故がないというものはないと言っているんです。これは誰もが納得できる場所です。

続けて、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる。どういう水準かというのは難しいですが、自動車が事故を起こす、あるいは故障する、火力発電所が火災を起こす、仮にこうしたことを考えた場合、またはその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる。

水をかけりゃ消えるとか修理すれば直るとか、こうやって人間がコントロールできるというような場合に、その危険性の程度と科学技術の利用によって得られる利益——物を運ぶ、あるいは電気を得る、これを比較衡量の上で一応安全なものであるとして利用している。

どうですか。これが原子力規制委員会の安全論なんです。私に言わせればとんでもない。放射能はコントロールできないではありませんか。社会通念上、容認できない事故です。福島の場合がよう分かります。チェルノブイリでもそうです。

こんな、非科学的といいますか、ある意味めちゃくちゃな論理で危険性ということを考えとる規制委員会なんです。そこが容認したからと言ってにわか信用することはできない。

今回、原子力発電一般ではなしに請願の内容が美浜原発3号機という指定で反対しているわけです。原発一般に反対するというふうではない、この請願は。じゃあ、どうして美浜原発3号機に指定したのか、特定したのか。その理由が2つあります。

1つは、40年を超えてさらに20年継続運転をするという最初のケースだということなんです。

今まで40年超の原発は幾つかあるんですが、そのほとんど全部は停止・廃止の決定がなされております。もう運転しておりません。これは美浜の第1、第2もそうです。伊方も、それから敦賀の原発もそうです。こうしたところは廃炉になるんです。今、停止中です。

ところが、美浜第3号は初めて延長して運転するという初のケース。いわば食品でいえば消費期間を過ぎたものがあと何年食べれるかといった、そんな実験にふさわしい。こうした危険な代物で

あるということです。

2つ目は、この郡上市における影響が無視できないということであります。すなわち、福島とか、あるいは九州あるいは郡上からはるか遠くの離れたところの原発を指して問題視しているのではないんです。西のほう、80キロから90キロ。大変、遠いといえば遠い。近いといえば近い。こういうエリアにおける原発だからこうして反対の要請をしているんです。

この2つの理由です。40年を超える。郡上から近い。この2つの理由でこの請願を取り上げられております。

40年超の原発の問題点は、どこにあるのか。

まず、第1点、経済産業委員会の調査室というところが報告しております。この中で、原発の設計——設計上の評価として、原子炉の圧力容器の中の核分裂をして熱を取り出すところの一番肝心な容器——原子炉の圧力容器、この中の中性子の照射による脆弱化の評価。

御存じのように中性子というのは金属をも通過するというものですよね。よく戦車の中の兵士が中性子爆弾によって中で殺傷できると言われるあの中性子です。これがでることによって劣化していく。やがては破断するかもしれない。しかも、物すごい高圧の圧力容器ですから。

2つ目、御存じのように原発はパイプの迷路のようです。私は中を見たわけではありませんけども。物すごい長い長い管がつながっている。郡上市の水道の延長距離は900キロとおっしゃるんですが、900あるかないかは別にして数百キロメートルあるそうです。1原発の中における管の延長の長さです。

この管というのはあちこちに支点を設けてつないでいくわけですが、極めて地震に弱いということとは容易に想定できるんです。これほど地震に弱いものはないんです、実は。

これは定期点検によって交換していくんでしょうが、できないところや見落としがあったりして、2004年でしたか、美浜原発3号機そのものが大事故を起こしました。熱水が飛び出して5人の方が亡くなられた。作業員。こういうことがままた起こるわけなんです。しかも、これは福井地方裁判所において樋口英明さんという裁判長が出しました有名な運転停止命令の判決の内容に載っております。

よく加速度を表す、衝撃を表す単位にガルというのを使いますが、このガルは地震の衝撃を表すことにも使われるんです。私たちの住んでいる家が一体どれくらいの地震に耐えるのかをガル数で表す。参考までに申し上げますと住宅は4,000から5,000ガルに耐えるそうです。結構、丈夫いんです。もちろん古いのは駄目でしょうけど。

それは組み合わせているから丈夫いんです。柱と柱、壁や何かで。ところが、さっき言いましたように配管はそうでないです。非常に脆弱なんです。このガルという数字で見ると、何と発電所の想定ガル数の上限は400だそうなんです。400ガル。大地震になると1,000ガルを超えるそうです。

東日本大震災は3,000ガルだったそうです。そもそも原発は衝撃にはからつきし弱いというのがこれでも説明できると思います。

3つ目です。この美浜原発3号機は出力83万キロワットアワーです。1・2号機は、もう廃炉ですけども、30から50キロワットアワー。ほかの全国の40年を過ぎて廃炉になっている原発はいずれも30から50万キロワットアワーです。

すなわち再稼働を電力会社が要請してあと20年続けさせてくれというのは何かといいますと高出力の発電所なんです。なぜか。もうかるからです。利益率が高いんです、高出力の場合。

ほかにも今100万キロワットアワーを超える発電所がありますが、こういうのも次々とあと40年過ぎたら再稼働をという申請がなされておるんです。こうやって考えてみると、40年を超えてさらに20年というのは、いかに合理的でないか、科学的でないか、危険なものであるかということがよく分かります。先ほどの委員長報告にありました規制委員会が認めたからというのは私は成り立たないというふうに断言させていただきたい。

2つ目です。大きく2点目。郡上市は事務局から頂きました資料の中にもございましたように、平成24年に岐阜県が敦賀の原発で事故が起こった場合にどういうことになるかというシミュレーションをしておるんです。

詳細は省きますが、そのときのシミュレーションの気象条件では、郡上市の南半分、八幡町から南のほうは放射能に汚染されるであろうという結論を下しています。これは気象条件によって違いますから、もっと強い風が吹いて飛んでくる場合もあるでしょうし、来ん場合もある。それは分かりません。

でも、岐阜県はこういう可能性を指摘して各市町村に対策を講ずるよという指示を出している。もちろん、その後、郡上市においても郡上市地域防災計画の中にそれは取り上げられています。

すなわち、先ほどありましたようにこの報告書の中の第三者であるというのは果たして三者でしょうか、郡上市は。私は第二者であると思います。立地自治体を第一者とするならば、ここは第二者です。万が一の場合に大きな影響を受けるという地域でしょう。第三者ではないんです。隣の滋賀県の三日月知事、それから大阪の知事もこれは遺憾であると。再稼働は遺憾である、あるいはそういう状況にはないと批判しています。

一方で、原発立地自治体は、細かいことは申しませんが、莫大な交付金を受けております。税制上、優遇されております。原発立地15の町村の財政力指数平均は0.3幾つだと思います。いかに潤沢な原発マネーが行き渡っているのか。そういう自治体のいわばこれから20年さらに受け続けるための政策を第三者と言って口をつぐむ必要はない。私はそう思います。

以上の観点、いずれをとりましても。

それから、もう一つ、テロ対策というのがありますけども、今、第3号機はテロ対策で間もなく

休止すると言うんです。そもそも原発がなければテロ対策も要らないんです。あるいは、原発だからターゲットになる。普通の火力発電所なんかはターゲットになりません。それほどシビアアクションになるということなんです。

いずれの観点からしても、これをさらに20年延長し、危険を我々は背負い続けなきゃならない。郡上市民にとってもこれは看過できないことであるということを申し添えて討論を終わります。

皆様方の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 請願に反対で委員長報告に賛成の討論はありませんか。

15番 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ただいま上程されております請願第2号 美浜原発再稼働に反対の決議を求める請願に対する反対討論をさせていただきます。

先ほどの委員長報告において報告された意見に加えて委員から出された意見としましては、美浜原発3号機は必要なテロ対策施設が完成せず間もなく稼働を停止する予定で、来月の10月23日を迎えるこの時期に、本会議として再稼働に反対の決議を行うことはふさわしくないとの意見がありました。

また、平成24年6月29日に郡上市議会本会議において原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書を可決し、福島第一原子力発電所事故の十分な検証を踏まえるとともに、不安解消に向けた安全基準、安全性及び再稼働の必要性等について国民的な理解を得た上で行うことを求める意見書を関係機関に提出し、その後、原子力規制委員会等において相応の対応が進められてきている状況下において、本議会として再稼働に反対の決議を行う必要はないのではないかとの意見がありました。

以上の理由で、請願書には反対、本件を不採択とする委員長報告には賛成の討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山川直保） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択であります。請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山川直保） 起立少数でありますので、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

◎請願第3号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保） 日程37、請願第3号 日本政府が「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書提出を求める請願についてを議題とします。

ただいま議題としました請願第3号は総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、田中やすひさ議員。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和3年第3回郡上市議会定例会におきまして本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして令和3年9月21日開催の第3回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第3号 日本政府が「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書提出を求める請願について。

紹介議員から、核兵器は悲惨な兵器であり、核兵器廃絶は日本国民の願いである。核を保有すると核抑止力が働くが、世界には核保有国が核兵器を使用できない非核地帯があり、この地帯では核兵器が使用できない。日本は、日米安全保障条約を結び、核の傘の下にあるが、国会で非核三原則を決議していること、衆参議員の外部委員会でも、核兵器全廃を目指し、核縮小に努力することを決定していることから、日米安全保障条約の下でも核兵器禁止条約に署名・批准することは問題ない。この請願には430人を超える郡上市民の署名があり、重みがある。核抑止力は核開発競争のサイクルに陥るだけであり、唯一の被爆国である日本は重い責任を持っており、禁止条約に参加することで日本の信用が高まるとの説明がありました。

審査の中で、委員から、郡上市でも平成16年に非核宣言を行っていること、令和元年に郡上市議会で核兵器廃絶等を求める意見書を提出していることから、請願の趣旨については賛同するが、周辺国の動きも心配される中、日本が核兵器禁止条約に署名・批准した場合に安全保障上の問題や日米同盟等への影響が懸念されるとの意見がありました。

郡上市民の多くの署名も重く受け止める必要があること、日本は唯一の被爆国としての責任もあり、核兵器がもたらす悲劇を伝えることも必要であることから、オブザーバー参加し、意見を発信し、環境整備に力を尽くすべきとの意見もありました。

また、令和元年に提出している核兵器廃絶等の意見書を少し進む形で請願の一部を取り入れてはとの意見もあり、国際的・国家的な課題であり、日本に与える影響など多角的な検討が必要なため、継続的な審査が必要ではとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件は継続審査を要することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和3年9月30日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

請願第3号については、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎要望第1号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保） 日程38、要望第1号 営農用水道料金特例（郡上市水道事業給水条例附則）等の延長に関する要望書についてを議題とします。

ただいま議題としました要望第1号は産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝議員。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） それでは、付託されておりました要望案件について産業建設常任委員会の報告をいたします。

継続審査となっておりました要望1件につきまして令和3年9月22日開催の第6回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

要望第1号 営農用水道料金特例（郡上市水道事業給水条例附則）等の延長に関する要望書について。

本要望については、閉会中の継続審査として、農林水産部長から営農用水道料金利用者実態アンケートの実施状況等について説明を受け、審査を行うとともに、本定例会会期中の委員会において審査を行いました。

委員から、要望書主旨の「新型コロナウイルス感染対策への支援の部分」については、期間満了となる令和5年3月31日時点におけるコロナの状況は不確定であり、現時点でこのまま承認するこ

とはできないが、「今後の当地域の農業振興に資するため、農業経営者に対する一助として本特例の延長について要望致します」の部分については賛同するものである。本特例の延長に当たっては、アンケート結果を踏まえ、個々の農家の事情に合わせて対応を実施した上で適用対象者を精査することが必要である。また、並行して既存の担い手営農支援事業、畜産担い手支援事業の拡充を含め農業・畜産振興のための施策を講じる必要があり、趣旨採択とすることが妥当であるとの意見が出されました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件は趣旨採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和3年9月30日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山 悌孝。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、要望第1号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を趣旨採択とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、要望第1号は趣旨採択することに決定いたしました。

◎議報告第9号について（報告）

○議長（山川直保） 日程39、議報告第9号 中間報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から視察研修報告書が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告に代えます。

ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りします。議案第116号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について、議発第11号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、議発第12号 議員派遣について。

以上3議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第116号から議発第12号までの3議案を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

◎議案第116号について(提案説明・採決)

○議長(山川直保) ただいま日程に追加しました日程40、議案第116号 令和3年度郡上市一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長(古田年久) それでは、議案第116号をお願いいたします。

令和3年度郡上市一般会計補正予算(第4号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚、おめくりいただきまして、一般会計の補正予算書(第4号)の1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,003万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279億4,808万1,000円とする。

予算の詳細につきましては、お配りしました事業概要説明一覧表で御説明させていただきます。そちらのほうを御覧ください。

1ページをお願いいたします。

今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金支援分としまして6,665万1,000円の交付上限額の追加通知がございました。このため、コロナ禍の事業者の支援に緊急に対応すること及び最近の感染拡大傾向を勘案し、緊急に必要な感染防止対策を行うための経費としまして補正予算の追加上程をお願いし、御審議いただくものです。よろしくをお願いいたします。

それでは、歳入のほうですが、11款地方交付税、普通交付税ですが、2,814万6,000円の増額、補正財源としてでございます。

次に、15款国庫支出金、総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で9,340万3,000円の増額でございます。こちらは、内訳としまして、補正理由のところに記入しておりますが、事業者支援分としまして6,665万1,000円が新たに交付されるものでございますし、通常分としては2,675万2,000円を増額するものでございます。

なお、事業者支援分につきましては、下の充当先の3つ目でございますが、新型コロナウイルス観光緊急対策事業に充当するものでございます。

それから、次に、18款寄附金で、ふるさと寄附金、地域づくり寄附金で553万5,000円の増額でございます。令和3年4月1日から9月6日までに受け入れましたふるさと寄附金のふるさと郡上のストップ新型コロナ応援の活用を図るものでございます。小中学校のICTの教育推進事業に充当いたします。

それから、19款で繰入金ですが、郡上市ふるさと応援基金繰入金として地域づくり寄附金ですが、295万円の増額。こちらは、令和2年度のふるさと寄附金のふるさと郡上のストップ新型コロナ応援の基金積立分を活用し、活用を図るものでございます。これも同じく小中学校のICT教育推進事業に充当させていただきます。

歳入合計としまして1億3,003万4,000円でございます。

2ページをお願いします。

歳出のほうですが、最初に感染拡大防止緊急対策経費としまして庁舎管理経費で284万6,000円の増額でございます。市庁舎及び全施設の執務フロア内の感染防止のための卓上パーテーション——アクリル板でございますが、これの購入580枚でございます。

同じく情報管理事務経費としまして511万円の増額でございます。各部・各振興事務所分のウェブ会議用の端末の不足分の購入ということで25台分でございます。

続きまして、新型コロナウイルス観光緊急対策事業で1億344万8,000円の増額でございます。

1つ目は、県協力金第7弾の対象外となる指定管理者等を対象としました市独自の協力金の追加分13施設分と、前回の3号補正の対象外施設が5施設分ございましたので、これの差引きとしまして605万6,000円を増額するものでございます。

2つ目は、売上げが前年か前々年の同月比で20%以上減少しているような場合に固定経費の2分の1を支援する観光事業者経営安定化補助金につきましては、2月から5月分の不足分の追加としまして2,524万8,000円、それから6月から9月分の新規分として7,214万4,000円、合計9,739万2,000円を増額するものでございます。

財源のところに書いてございますが、こちらのほうへ事業者支援分として6,665万1,000円が充当されます。

続きまして、感染防止緊急対策経費でございますが、小学校ICT教育推進事業としまして1,321万2,000円の増額でございます。通信環境のない家庭でのオンライン学習に係るモバイルルーターの購入42台、それから授業撮影のタブレット端末、三脚等の購入で143台ということでございます。

同じく中学校のICT教育推進事業では493万8,000円の増額でございます。上記と同じ内容で

ございます。ルーターのほうが18台、タブレット端末や三脚等は51台ということでございますが、モバイルルーターにつきましては2年契約になりますので、コロナの交付金のほうは今年度分しか充てることができないような状況がございますから、ここでストップ・ザ・コロナのふるさと寄附金のほうをモバイルルーターの購入のほうに充てたいというふうに思っております。

それから、同じく文化センターの施設管理経費でございますが、48万円の増額ということで、総合文化センターの会議室のウェブ会議用設備の整備をさせていただきたいと思っております。大型モニター等の購入1台とLAN配線7部屋分の経費でございます。

以上、歳出合計としまして1億3,003万4,000円でございます。

以上、御審議いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第116号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第116号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第11号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（山川直保） 日程41、議案第11号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実に求める意見書についてを議題といたします。

まず、事務局に朗読させます。

大坪議会事務局長。

○議会事務局長（大坪一久）

議発第11号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和3年9月30日提出

提出者 総務常任委員会委員長 田中やすひさ

郡上市議会議長 山 川 直 保 様

提出理由

市では新型コロナウイルス感染拡大防止対策や市民の生活支援、事業者への経済的支援を行っているが、財政力の弱い本市のような地方自治体に対し、国に地方税制の充実を求めるため。

1枚、おめくりください。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

岐阜県郡上市議会

提出先につきましては裏面に記載しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（山川直保） ここで提出者の説明を求めます。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 今ほど局長に朗読していただいたとおりですが、先ほどの地方創生の臨時交付金のようなコロナ対応の交付金は大変ありがたいことですが、本議会でもたびたび何人かの議員の方からも意見が出されましたが、コロナ対策だけでなく様々な郡上市のやるべきことがあって、そういった部分に対して財源が縮小されないように何とかしたいというような御意見が色々出ておりましたが、そういった趣旨に基づくものでもありますし、また国の政策でやっていただきたいものはしっかり国が責任を持って国の財源でやってほしいということですので、郡上市にとって必要な意見書だというふうに思っていますので、議員各位の御賛同をお願いいたしまして提出者の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議発第11号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第11号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議発第11号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第12号について（採決）

○議長（山川直保） 日程42、議発第12号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第170条の規定により、申出がありました。

お諮りします。申出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長（山川直保） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、日置市長から御挨拶を頂きます。

日置市長。

○市長（日置敏明） 閉会に当たりまして挨拶を申し上げます。

令和3年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る9月8日開会以来、本日9月30日に至るまでの23日間にわたり、終始、慎重かつ御熱心に御審議いただきました。令和2年度の決算認定をはじめ、令和3年度の補正予算や条例改正並びに、本日、追加提案をさせていただきました補正予算案に至るまでの多くの議案について御議決を頂き、誠にありがとうございました。

それぞれの施策、制度の適切な執行に努めてまいります。また、審議の過程で頂きました数々の御意見や御提案につきましては、市政運営上、それらを踏まえてまいりたいと存じます。

議会開会の御挨拶でも申し上げましたとおり、いわゆる第5波によるコロナ禍が及ぼす災害級の事態が、郡上市においても感染者数累計が7月末の51名と比べてわずか1か月ほどで倍増し、8月と9月の新規感染者数合計は70人に及ぶなど深刻な状況にありましたけれども、市民の皆様の実心な御取組のおかげにより一日一日の新規感染者数はこのところ次第に落ち着いてきております。

同様に県内の医療提供体制及び重症者の状況にも改善傾向が確認され、岐阜県への緊急事態宣言は本日9月30日をもって解除されます。飲食店等事業者の皆様には、1か月余に及ぶ休業あるいは時短要請に対応いただき、心から感謝を申し上げます。

今後は、感染の動向に注意しながら、緩まない感染防止対策はもとより、地域の活性化と市民生活の安全性の確保に向け、今回、打ち出し、議決していただきましたコロナ経済対策等を推し進めてまいりたいと存じます。

また、同時に、ワクチン接種を希望される全ての皆様への早期の対応に向け、接種計画を進めて

いるところであります。64歳から40歳までを対象とする接種を、目下、今、2回目を進めておるところでありますが、10月上旬に終え、続いて39歳から中高生及び満12歳に達した小学校6年生を含む若い年代層の接種を11月第2週までにおおむね完了するよう計画いたしております。

医師会及び医療機関の多大なる御支援や御尽力の下、鋭意、進めておりますけれども、対象となる市民の皆様には円滑な接種への御協力をよろしくお願いいたすところでございます。

結びに、議員の皆様方におかれましては健康に十分御留意いただきながらますますの御活躍をされますよう祈念申し上げます。

なお、本日午後には令和3年度郡上市政功労者表彰式を開催いたします。議員各位には、御臨席を賜りまして各分野における功労者の皆様の御功績を広く顕彰させていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上、閉会に当たり、御挨拶といたします。

令和3年9月30日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（山川直保） ありがとうございます。

令和3年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思えます。

今定例会におきましても新型コロナウイルス感染症対策を取りながらの議会となりましたけれども、9月8日から本日まで23日間にわたり、条例の改正をはじめ追加補正を含む補正予算や決算認定など市政の諸案件につきまして極めて慎重に御審議いただき、全議案を滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げたいと思えます。

また、市長はじめ執行部の各位におかれましては、引き続き円滑に市民の皆様へのワクチン接種を進めていただいております、大変、御多忙の中ではありますが、常に真摯な態度をもって審議に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じまして議員各位から審議の過程や一般質問などで述べられました意見や要望につきましては今後の市政の執行に十分反映されますようお願い申し上げます。

なお、代表監査委員におかれましては、本会議への御出席をいただき、誠にありがとうございます。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、今後とも継続して新型コロナウイルス感染防止対策をしっかり行っていただき、健康には十分御留意されまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（山川直保） 以上で、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和3年第3回郡上市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（午前11時23分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 三 島 一 貴

郡上市議会議員 森 藤 文 男

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員